

(ハ) 農組部は、現時に於いて、全代表者協議を召集し、行動方針を決定し、爾後全般的統一活動を進めしめる必要がある。
(ニ) 農組部は、以上の見通しのもとに、先づ農組部地方本部の樹立のために努力をあげて努力せねばならぬ。

農民組合対策の件

(本部提出)

(説明略)

黨組織改革に関する件 (本部提出)

左に掲げた提案は、第四回擴大委員会に於て同委員会に上掲された本部提案を修正可決したものであるが、それは、言ふまでもなく労働黨としての労働黨が奮闘自身に課せられた責任を遂行するために、最も有力な組織を確立することを目的としたものであつて、本部書記局並に河上氏等が、曾て陳つた如く、一労働黨の組織に労働同盟の組織方針を加味して労働黨から労働同盟への過度の組織を作るのだ」といつたやうなことを目的としたものではなからうとしたメニの組織を作ることは労働黨としての労働黨の力を賦

殺せしめるものであると同時に、労働政治同盟の組織と任務とに對する一般大衆の明確なる認識を確立に於けるものであつて、事實上完全なる日和見主義である。労働黨の労働同盟への労働同盟は、即ち第一黨案に於て述べたやうな、最も重要な方針を採り用する以外には、あり得ないことである。

本部原案

(イ) 府縣支部聯合會——本部書記局原案によれば各府縣に三つの支部聯合會(労働組合部、農民組合部、無産市民部等)を作るべきだ、いふやうになつてゐるが、それを作ることは現在の我々の力では、事實上不可能である。府縣支部聯合會は、従来通り、一府縣に、一聯合會の作ることを原則とすべきである。

(ロ) 支部——は、従来地味階級を基礎として作られて来たが、今後は、その地方の情勢に應じ、従来通りの方針によることも出来るし、或はまた、その方針を改め、労働者支部、農民支部、無産市民支部を組織することも出来るやうにする。何れにせよ、支部の組織は、支部所屬の班の活動を整理統制して、一定地區における労働者、農民、無産市民の闘争を統一的目的のものにするこの出来るやうな方針を採るべきである。

(ハ) 班——班は、これまで工場班、農村班、街頭班として黨の組織を確立する方針がとられて来たが、その方針は既に階級には守られて来なかつた。今後は、その方針を益々階級に實行に移すべきである。

(ニ) 支部聯合會等組織——支部聯合會は、労働者農民、無産市民支部からなる(代表者)を擁出し、大會をして、労働者、農民並に無産市民の全般的組織を樹立し、(本部書記局並に河上氏等は、無産市民を大會から排除する方針を採つてゐるが、それは、極めて、機械的な方法である。我々の大會をして労働者農民の組織の大會たらしめるには、我々は、階級的労働者農民を主力我々に組織すべきであつて、無産市民を大會から排除したところで、我々の大會が直に階級化する等のものではない。(但し黨の上級執行部——無産市民支部並に街頭班は別として、——は、原則として無産市民は参加しない方針を採るべきである。不階に動搖することゝの小ブル性によつて、黨が如何に大きな迷惑を蒙るか、今度の階級階級を通じて全國の黨員が背身に懸して懸念したことがある)

(ト) 中央執行委員部——中央委員部は、若干名の中央執行委員を擁出し、黨の最高の執行機關を構成せしめる。中央執行委員部は、従來の常任中央執行委員に代るべき性質のものであるが従來は、東京地方の中央委員が、そのまゝ常任中央執行委員になるやうな慣はしになつてゐるが、今後は、その方針を改め、中央執行委員は、なるべく廣い範圍から選出する方針をとる。又、中央執行委員部には、原則として、労働組合もしくは農民組合出身の中央執行委員の中から選出するやうにする。

(チ) 中央書記局並に府縣書記局——中央執行委員部並に府縣支部聯合會執行委員部の統制下にそれら書記局を置く。

(リ) 黨大會——黨大會は、府縣支部聯合會から選出された代表者

以上によつて構成する。但し、各府縣の支部聯合會は、労働者農民、無産市民支部からなる(代表者)を擁出し、大會をして、労働者、農民並に無産市民の全般的組織を樹立し、(本部書記局並に河上氏等は、無産市民を大會から排除する方針を採つてゐるが、それは、極めて、機械的な方法である。我々の大會をして労働者農民の組織の大會たらしめるには、我々は、階級的労働者農民を主力我々に組織すべきであつて、無産市民を大會から排除したところで、我々の大會が直に階級化する等のものではない。(但し黨の上級執行部——無産市民支部並に街頭班は別として、——は、原則として無産市民は参加しない方針を採るべきである。不階に動搖することゝの小ブル性によつて、黨が如何に大きな迷惑を蒙るか、今度の階級階級を通じて全國の黨員が背身に懸して懸念したことがある)

(ト) 中央執行委員部——中央委員部は、若干名の中央執行委員を擁出し、黨の最高の執行機關を構成せしめる。中央執行委員部は、従來の常任中央執行委員に代るべき性質のものであるが従來は、東京地方の中央委員が、そのまゝ常任中央執行委員になるやうな慣はしになつてゐるが、今後は、その方針を改め、中央執行委員は、なるべく廣い範圍から選出する方針をとる。又、中央執行委員部には、原則として、労働組合もしくは農民組合出身の中央執行委員の中から選出するやうにする。

(チ) 中央書記局並に府縣書記局——中央執行委員部並に府縣支部聯合會執行委員部の統制下にそれら書記局を置く。

(リ) 黨大會——黨大會は、府縣支部聯合會から選出された代表者